

## 化学合成農薬の使用基準

### 1 農薬の使用

- (1) 北海道農作物病害虫防除ガイド、除草剤使用ガイド及び植物成長調整剤使用ガイド(以下「防除ガイド」という。)で指導している農薬を優先的に使用していること。ただし、防除ガイドに依りがたい場合は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録又は指定を受けている農薬を使用していること。
- (2) 前作の農産物の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理、及び当該農産物の生産過程(当該農産物の種苗及び収穫物の調製を含む。)において使用した化学合成農薬の延べ有効成分使用回数が別表3-3の基準を満たしていること。

### 2 化学合成農薬の範囲等

- (1) 有効成分使用回数の対象となる化学合成農薬は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知)に準じ、次に掲げる農薬は除くものとする。
  - ① 化学合成されていない農薬(天敵などの生物農薬等)
  - ② 農薬取締法第2条第1項に基づく特定農薬(重曹・食酢など)
  - ③ 次に掲げる化学合成農薬
    - ア 性フェロモン剤等誘引剤
    - イ 展着剤など病害虫や農産物の生理機能の調整に直接作用しないもの
    - ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬(平成12年7月14日農林水産省告示第1005号)
      - 〔硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・大豆レシチン水和剤、硫黄・銅水和剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅並びにワックス水和剤〕
- (2) 化学合成農薬の使用回数は、農薬の有効成分毎にカウントする。
- (3) 複数の有効成分を含んでいる混合剤の場合は、有効成分の延べ回数でカウントする。

### 3 その他

作型を判断する場合には、別表3-2の地域別の「は種期」「定植期」「収穫期」を参考にすること。





[別表3-3]

## 化学合成農薬の使用基準

(単位：回)

類別	作物名	作型	化学合成農薬の延べ有効成分使用回数(使用基準)	[参考] 化学合成農薬の延べ有効成分使用回数(慣行レベル)
水稲	水稲	うるち(移植)	11 以下	22
		うるち(直播)	14 以下	22
		もち(移植)	11 以下	21
麦類	秋まき小麦	秋まき	10 以下	15
	春まき小麦	普通まき	10 以下	12
		初冬まき	8 以下	11
豆類	大豆	露地	11 以下	13
	小豆	露地	11 以下	14
	菜豆	高級菜豆	9 以下	11
		手亡類	7 以下	15
		金時類	10 以下	18
その他畑作物	ばれいしょ	ベタがけ・7月どり	6 以下	8
		露地・普通栽培	12 以下	21
	そば	露地	0	1
	てんさい	移植栽培	16 以下	20
	ひまわり	露地	0	3
果菜類	トマト	加温越冬	19 以下	39
		促成・半促成	14 以下	21
		ハウス長期どり・夏秋どり	17 以下	24
		ハウス抑制	13 以下	22
	ミニトマト	ハウス長期どり・夏秋どり	17 以下	23
	きゅうり	促成・半促成	11 以下	40
		ハウス長期どり・夏秋どり	26 以下	33
		ハウス抑制	26 以下	49
	なす	トンネル・露地	6 以下	12
	かぼちゃ	露地	5 以下	8
		露地・長期どり	7 以下	12
	えだまめ	露地	7 以下	13
	スイートコーン	半促成・トンネル・露地7月どり	5 以下	8
		露地8、9月どり	10 以下	12
	さやいんげん	半促成	4 以下	7
露地・抑制		7 以下	9	
さやえんどう	露地・春まき(収穫期間1か月)	9 以下	12	
ししとう	ハウス栽培	8 以下	13	
とうがらし	ハウス栽培	7 以下	10	
葉茎菜類	たまねぎ	春まき・早生品種	14 以下	28
		春まき・中、晩生品種	18 以下	30
		秋まき	4 以下	5
	ねぎ	簡易軟白・春夏どり	9 以下	14
		簡易軟白・秋冬どり	9 以下	14
		ねぎ・ハウス早春まき	9 以下	16
		ねぎ・夏秋どり	15 以下	19
	小ねぎ	ハウス・露地	8 以下	11
	はくさい	ハウス早春まき	4 以下	7
		トンネル早春まき	8 以下	11
露地・晩春、夏どり		15 以下	17	
	露地・秋どり	15 以下	17	

(単位:回)

類別	作物名	作型	化学合成農薬 の延べ有効 成分使用回数 (使用基準)	[参考] 化学合成農薬の 延べ有効 成分使用回数 (慣行レベル)
葉茎菜類	キャベツ	ハウス・トンネル	4 以下	5
		6・7月どり	11 以下	16
		8月どり	15 以下	17
		夏秋どり	16 以下	19
	ほうれんそう	ハウス春どり、雨よけ(6月どり)	6 以下	10
		雨よけ(7、8月どり)	7 以下	9
		雨よけ(9月どり)	7 以下	8
		ハウス(10～12月どり)	7 以下	9
		ハウス越冬	6 以下	9
	チコリ	露地	0	0
	サンチュ	ハウス栽培	0	0
	モロヘイヤ	半促成	1 以下	2
	にんにく	露地	8 以下	21
	みつば	軟化みつば	5 以下	16
	しゅんぎく	抜き取り	3 以下	6
		摘み取り	5 以下	8
	みずな	ハウス春どり	4 以下	10
		ハウス夏どり	6 以下	10
		ハウス秋どり	5 以下	10
	こまつな	ハウス(4、5月どり)	3 以下	6
		ハウス6月どり	4 以下	6
		ハウス7～9月どり	4 以下	6
		ハウス10月どり	4 以下	6
		露地・トンネル	4 以下	7
	チンゲンサイ	ハウス春どり	4 以下	8
		ハウス夏どり	8 以下	10
		ハウス秋どり	7 以下	10
		露地	9 以下	13
	ターサイ	ハウス春どり	4 以下	12
		ハウス・露地夏どり	8 以下	18
ハウス・露地秋どり		7 以下	18	
あさつき	ハウス	4 以下	6	
にら	ハウス収穫1年目	12 以下	17	
	ハウス収穫2年目	14 以下	20	
食用ゆり	露地	18 以下	30	
根菜類	だいこん	ハウス・トンネル	6 以下	14
		露地・春まき	7 以下	12
		露地・夏まき	8 以下	15
	にんじん	春まき(トンネル、露地)	5 以下	9
		春夏まき	6 以下	10
	ごぼう	露地	5 以下	8
	かぶ	ハウス・トンネル	5 以下	7
		露地春まき・夏まき	6 以下	11
	はつかだいこん	ハウス栽培	4 以下	8
ながいも	露地	3 以下	10	
ヤーコン	露地	0	0	
果実の野菜	すいか	半促成	9 以下	12
		トンネル	10 以下	15
	メロン	促成・半促成(7月どり)	11 以下	14
		トンネル(8月どり)	12 以下	16
		抑制(9、10月どり)	12 以下	17
	まくわうり	半促成	7 以下	13
露地		7 以下	16	

類別	作物名	作型	化学合成農薬の延べ有効成分使用回数(使用基準)	(単位：回)
				[参考] 化学合成農薬の延べ有効成分使用回数(慣行レベル)
果実的野菜	いちご	促成	20 以下	30
		半促成	11 以下	18
		トンネル・露地	10 以下	14
		夏秋どり(ハウス)・秋定植	22 以下	34
		夏秋どり(ハウス)・春定植	21 以下	23
洋菜類	ピーマン	ハウス長期どり	11 以下	15
		露地	9 以下	12
	レタス	ハウス・トンネル・露地6月どり	3 以下	5
		露地7・8月どり	6 以下	8
		露地9月どり	7 以下	9
	リーフレタス	ハウス春どり	3 以下	6
		ハウス・露地夏どり	8 以下	10
		ハウス・露地秋どり	7 以下	10
	サラダナ	ハウス春どり	3 以下	9
		ハウス・露地夏どり	8 以下	14
		ハウス・露地秋どり	7 以下	14
	セルリー	ハウス促成	12 以下	14
		トンネル・露地	13 以下	15
		ハウス抑制	15 以下	20
	ブロッコリー	露地6月どり	5 以下	8
		露地7月どり	7 以下	10
		露地8月どり	10 以下	13
		露地9月どり	8 以下	13
		露地10月どり	7 以下	10
	アスパラガス	ハウス・トンネル・露地	10 以下	11
		立茎ハウス	8 以下	16
		立茎露地	9 以下	15
	カリフラワー	早春まきトンネル	3 以下	5
春夏まき		10 以下	12	
果樹	りんご	中生種	24 以下	31
		晩生種	24 以下	31
	なし	日本種	16 以下	21
		西洋種	17 以下	22
	ぶどう	生食用・ハウス栽培	14 以下	22
		生食用・露地栽培	16 以下	24
		醸造用	12 以下	17
	おうとう	露地	16 以下	20
	プルーン	早生～中生品種	20 以下	24
		中生～晩生品種	22 以下	28
ハスカップ	露地	2 以下	4	
ブルーベリー	露地	2 以下	3	

注1) 農薬の成分使用回数には、殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤を含む。

- ・殺菌剤：殺菌作用をもつ薬剤
- ・殺虫剤：殺虫作用をもつ薬剤
- ・除草剤：雑草の枯殺、またはその正常な生育を阻害する目的で使用される薬剤
- ・植物成長調整剤：作物の生長過程に現れる発芽、発根、伸長、花芽の分化、開花結実、落葉などの現象を促進あるいは抑制する薬剤

注2) 購入種子・種苗についてもカウントの対象とする。

注3) 慣行レベルは、北海道内の各地域で慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数をいう。